

一関市産わらび（野生）の 出荷制限の解除にかかる 出荷管理へのご協力のお願い

一関市産のわらび(野生)については、平成25年5月から国より出荷制限が指示されておりましたが、令和2年11月16日、出荷制限が解除となりました。

制限解除後は、適正な出荷管理を行っていく必要があるため、一関市では集荷台帳の整備や集荷記録の把握などにより出荷管理を行います。

一関市産のわらび(野生)を集荷・販売する場合は、以下の事項を順守のうえ、お取扱いいただくようご協力をお願いいたします。

・販売することができるのは、「一関市わらび（野生）集荷台帳」に登録された生産者のみとなります。

※「一関市わらび（野生）集荷台帳」には産直施設・生産者・採取場所の組合せ1件ごとに登録されます。

・出荷の時期は、岩手県が行う出荷前検査で安全性が確認された後になります。

・販売の際は、販売単位ごとに生産者氏名・住所、採取日、採取場所の表示が必要です。

上記のほか、出荷者・産直施設等の皆様にご協力いただく事項がございますので、一関市産のわらび（野生）を取り扱われる場合は必ず下記までお問い合わせください。



【お問合せ先】一関市役所農林部農地林務課林業振興係

電話 0191-21-8195 FAX 0191-21-4221

わらび（野生）の出荷管理に関する情報はこちら

<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/29,129987,84.html> (一関市ホームページ)



二次元バーコード